

議案第31号

所沢市観光情報・物産館条例の一部を改正する条例制定について

所沢市観光情報・物産館条例の一部を改正する条例を別記のとおり制定する。

令和8年 2月18日提出

所沢市長 小野塚 勝 俊

提案理由

所沢市観光情報・物産館の特産品等販売所及び多目的広場の開館時間について、所要の改正を行うため、本案を提案するものである。

所沢市観光情報・物産館条例の一部を改正する条例

所沢市観光情報・物産館条例（令和2年条例第2号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項第1号中「午前9時から午後5時まで」を「午前10時から午後6時まで」に改める。

附 則

この条例は、令和9年4月1日から施行する。